

2021年度  
司法分野における  
社会福祉士の関与の在り方を考える学習会  
～応用編～

## 活動報告 1 道南地区支部

「道南地区支部における  
司法分野での社会福祉士の関与について  
～入り口支援を中心に～」

(公)北海道社会福祉士会  
道南地区支部  
特定非営利活動法人小呂野  
ゆあさ社会福祉士事務所  
湯浅 弥

これまでの関り 弁護士会・検察庁

## 弁護士会

「社会内での福祉的支援の必要のある高齢者・障がい者等の  
被疑者・被告人に関する協定書」

平成29年(2017年)7月～

\* 令和4年(2022年)4月改定予定

これまで34件の依頼・実践

「甲と乙は、本来は前項の報酬が国費で賄われるべきものであり、  
試行的に甲が負担するものであることを相互に確認する。」

## 弁護士会

- 弁護士さんからの依頼 内容確認
- 被疑者、被告人との接見 支援に対する同意の確認  
同意が得られなければ「支援は行わない」
- 接見、情報収集
- 更生支援計画の作成
- 公判での証言
- その後の支援 後見制度の活用等

## 検察庁

「入り口支援に係る社会福祉への相談要領」

令和元年(2019年)7月～

これまで9件

- ・ 警察署、検察庁での接見 等
- ・ 支援に対する同意確認
- ・ 更生支援計画の作成、提出
- ・ その後の支援

## 事例 1

「被疑者は下着を被って入浴が終わるのを  
待っていた」

- ・ 依存症にどう向き合い、どう克服していくか  
臨床心理士・精神保健福祉士・相談支援事業所相談員  
・ 弁護士・社会福祉士での話しあい
- ・ 接見の繰り返し
- ・ 更生支援計画の作成、同意
- ・ 公判での更生支援計画の説明
- ・ 手紙のやり取り

## 事例 2

### 「母親と口論…

### カッ…として放火…すぐ消火」

- 接見：節酒で克服→断酒で克服
- アルコール依存症とどう向き合い、どう克服していくか
- 被疑者・弁護士・社会福祉士との勉強会  
留置されている刑務所で…9回
- 両親との面接 弁護士さんの事務所
- 精神保健福祉士、医師との調整
- 入院、治療

## 事例 3

### 「仕事を辞めたくて放火」

- 上からのガミガミが嫌だった
- 鑑定入院で軽度知的障害
- 本人の同意を得て更生支援計画の作成、証言

#### 執行猶予判決

- 保佐人としての支援
- グループホームでの生活
- 自死念慮 定期的受診、訪問看護 医療機関との情報共有
- 一人暮らし

## 感じたこと

- 事件の前から支援が必要だった
    - 重度～軽度知的障害 境界層
    - 精神障がい
    - 認知症
    - 依存症
- \* きっと対象者は沢山いる！！
- \* 本番は、判決後 更生支援計画はプロセス

## 考えたこと

- 更生・再犯防止に必要なこと
  - 罰なのか？ 支援なのか？
  - \* 罰で変わることができるのか？？
  - \* 何故、支援するのか？
    - どのような立場で支援するのか？
  - \* 被害者がいる…ということ

## 思うこと

- 対象者を支援につなげるのは???  
 弁護士さん・検察庁…しか、いない  
 (被疑者・被告人を)支援の対象とっていただけか??  
 (被疑者・被告人を)紹介していただけか??
- 難しく考えなくても「更生支援計画」はできてしまう  
 何故、私(社会福祉)は「更生支援計画」をつくるのか??

## 紹介につなげるため結果を残す

- 社会福祉士に紹介してよかったとっていただく
- 何よりも、対象者の「更生」につながる支援の構築
- 対象者への支援  
 対象者の環境づくり

\* 対象者を迎え入れる「地域共生社会の実現」

## 「地域共生社会の実現」

- その実践の難しさ
- 刑務所で…、保護司として、そしてその後の活動から社会的弱者に対する社会の目  
「地域共生社会の実現」って絵に描いた餅？
- 対象者への寄り添いは、ものすごく時間のかかること…  
そして、生きづらさを共感すること  
本番は、判決後 いわゆる「伴走型支援」

ご清聴ありがとうございました

共に考え創造しましょう…